

発議第 18 号

米価暴落に対する緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

米価暴落に対する緊急の過剰米処理を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成 26 年 12 月 24 日提出

提出者 伊賀市議会議員

百上 真奈

稲森 稔尚

記

## 米価暴落に対する緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年度の生産者米価は、農協の概算金が全国的に1万円(60キログラム)を割り込み、米生産者に衝撃を与えています。

伊賀市では、伊賀米定義のコシヒカリが昨年より2500円(60キログラム)下落し、各品種がこの2年間で5000円前後(60キログラム)の大幅下落です。

これは、農林水産省調査による60キログラム当たりの生産費1万5229円を大きく割り込むものです。

伊賀市においても農業は「伊賀米」が3年連続特Aと高く評価されるなど、重要な基幹産業になっていますが、米価暴落の事態に、「これでは、農機具代も肥料代も出ない」「この価格では農業をやっていけない」といった声が上がっています。

農家は、今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、米価の暴落が続くなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。

この間、政府は緊急対策として、当面の資金繰り策や収入影響緩和対策(ナラシ)の運用改善などを打ち出してきましたが、下落の原因である過剰米については、いまだに市場任せで、米の需給調整に乗り出していません。

主食である米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に以下の対策を実施することを求めます。

### 記

1. 政府として過剰米の買い上げなど、需給調整をただちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月24日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣

農林水産大臣 宛